

平成18年
4月から

障害者自立支援法が施行されます!

障害施策が大きく変わり、いっそう充実されます

平成15年度にノーマライゼーションの理念に基づき導入された支援費制度で、障害保健福祉施策は飛躍的に充実しましたが、これまで抱えていた制度上の課題を解決するとともに、障害のある方々が利用できるサービスを充実し、いっそうの推進を図るために、障害者自立支援法が制定されました。

まず、平成18年4月から医療や利用者負担のしくみが、そして、平成18年10月からサービス内容や支給決定方法などのしくみが順次施行されます。

障害者自立支援法とはどのような制度です!

1 身近な地域で障害の種別によらない共通のサービスを利用できます!

これまでの、身体障害・知的障害・精神障害という3障害の制度の差を解消し、障害のある方々が必要とするサービスを利用できるよう、サービスを利用するためのしくみを一元化し、施設・事業を再編します。

障害者自立支援法による総合的な自立支援のしくみは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」で構成されています。

自立支援給付

障害のある方々の個々の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居宅等の状況）をふまえ、個別に支給決定します。

介護給付▶ 障害程度が一定以上の方に生活上または療養上の必要な介護を行います。

訓練等給付▶ 身体的または社会的なリハビリテーションや就労につながる支援を行います。

自立支援医療▶ 育成・更生医療及び精神通院公費を制度上一本化し、医療費を給付します。

補装具▶ 補装具の購入や修理の費用を支給します。

地域生活支援事業

相談支援・コミュニケーション支援・移動支援・地域活動支援センターなど、障害のある方々を総合的に支援する体制にします。

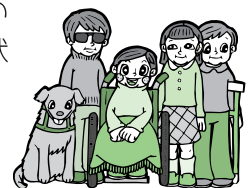
2 サービス費用をみんなで支えあうしくみです! (原則1割負担)

利用者負担は、これまでの所得に着目した応能負担から、サービス量と所得に着目した負担のしくみ（原則1割の定率負担と所得等に応じた月額上限の設定）に見直されるとともに、障害種別で異なる食費・光熱水費等の実費負担も見直され、3障害共通した利用者負担のしくみとなります。また、定率負担、実費負担のそれぞれに、低所得の方に配慮した軽減策が講じられます。

3 サービスのしくみや決定方法が透明・明確になります!

これまで、支給決定のための全国一律のルールがなく、どのように支給決定されているかわかりづらいうしくみでしたが、自立支援法では、障害のある方々それぞれの心身の状況など106項目を聴き取り、全国一律のコンピューターで障害程度を決めるしくみ（児童は除く）となります。

また、介護給付などは、障害のことをよく知る委員で構成される審査会において、どのサービスが必要な状態かを決定します。



■ 詳しいお問い合わせ先は…

役場町民課

保健福祉グループ ☎5-1111

有識者の中から総務大臣が委嘱するもので、皆様の身近な相談相手として、相談を受け、助言や関係行政機関への通知などの仕事を行う、無報酬のボランティアです。

国の行政機関、特殊法人などの仕事、手続き、サービスについて苦情がある、困っていることがある

こうしてほしい苦情を申し出たが、説明や措置に納得がいかない

苦情や困っていることについて、どこに相談してよいか分からない

制度や仕組みが分からない

など、ごことがありましたら、お気軽にご相談ください。

もちろん、個人の秘密は厳守いたします。

〔行政相談委員〕
谷口 弘子 さん
4条南2丁目
☎5 1724